

新潟市
新型インフルエンザ対策行動計画

新潟市

(平成19年12月策定)

(平成22年9月改定)

目次

はじめに	1
<総論>	3
1 新型インフルエンザ	4
2 流行規模及び被害の想定	4
3 計画策定の目的	6
4 発生段階と対応の考え方	6
5 対策の基本方針	7
6 行動計画の主要6項目	11
<各論>	17
前段階 未発生期	18
第一段階 海外発生期	29
第二段階 国内発生早期	34
第三段階 感染拡大期 まん延期・回復期	41
第四段階 小康期	53
参考資料	56
鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係	57
用語解説	58
新型インフルエンザQ&A	64

はじめに

新型インフルエンザとは、人には感染しなかったインフルエンザウイルスが人へ感染、さらには人から人へ感染するウイルスに変異することにより起こるインフルエンザである。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないために、新型インフルエンザが発生すると、世界的な大規模流行（パンデミック）を起こし、大きな健康被害と、これに伴う社会的・経済的な影響をもたらす。その出現時期や、発生した場合の症状、感染力の強さ、また、それによるパンデミックの規模についての予測は困難である。

国は、平成16年8月に、新型インフルエンザ対策検討小委員会による「新型インフルエンザ報告書」を取りまとめ、平成17年10月に厚生労働大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策推進本部」を設置し、11月には「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。また、新潟県は平成18年1月に「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

国などの行動計画においては、市町村における新型インフルエンザ対策の計画等の策定を義務付けてはいないが、そのもたらす災害の重大性に鑑み、新潟市においても、国や県の行動計画との整合性を図りながら、より包括的、具体的な対策を検討することとし、平成19年12月に、「新潟市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」を策定した。

国は、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」の抜本的な改定を行い、併せて「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定した。この改定では、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」、「社会・経済を破綻に至らせない」ことの2点を主な目的として、種々の対策を講じていくこととしている。

今回の新潟市の改定は、これら国の改定を踏まえたものであり、併せて、「新潟市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」を「新潟市新型インフルエンザ対策行動計画」と名称を変更するものである。今後も、新型インフルエンザに関する新たな情報、関係機関からの意見等を反映させ、必要に応じ改正を行い、体制の整備を図っていくこととする。また、的確な対応を行うため、適宜、マニュアル等を整備して具体化を図っていく。

新 潟 市

新型インフルエンザ対策行動計画

< 総論 >

1 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、毎年、流行を繰り返している季節性インフルエンザウイルスとは、表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年で発生する。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫をもっていないため、世界的な大流行（以下、「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されている。

20世紀には、新型インフルエンザのパンデミックが3度あり、大正7年（1918年）のスペインインフルエンザ（A/H1N1）では、世界中で約4,000万人が死亡したと推計されており、わが国でも約39万人が死亡している。また、昭和32年（1957年）のアジアインフルエンザ（A/H2N2）や、昭和43年（1968年）の香港インフルエンザ（A/H3N2）でも、医療提供機能の低下や社会機能や経済活動など、様々な混乱が記録されている。

近年、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が、アジア、アフリカ、ヨーロッパなど広い地域で確認されており、過去日本においても発生が確認されている。特にインドネシア、ベトナム、中国、エジプト等では、人への感染や死亡例が報告されており、人類に対する脅威となっている。

また、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっている。

過去の新型インフルエンザが流行した時と比べて、現在は、衛生環境や医療供給体制が向上しているため、これまでの記録から推定することは難しいが、近年の人口の増加と、都市への集中、高速大量交通手段の発達により、新型インフルエンザが発生した場合には、短期間に感染が拡大し、かなりの健康被害が出現する可能性が高いと考えられる。

2 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現時期や、発生した場合の病原性や感染力等に左右されるもので、現段階で、これを完全に予測することは難しい。このため、国では、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、新型インフルエンザへの罹患率は、全人口の25%と推定した。また、米国疾病予防管理センター（以下、「CDC」という。）の推計モデル（FluAid 2.0 著者Meltzerら、2000年7月）を用い、医療機関を受診する患者は、約1,300万人～約2,500万人（中間値約1,700万人）と推計した。更に、入院者数及び死亡者数は、過去のインフルエンザのうち、アジアインフルエンザ等を中程度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（同2.0%）として用い、入院者数は約53万人～約200万人、死亡者数は約17万人～約64万人と推計した。

この推計を本市にあてはめ、人口の約25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して試算したところ、医療機関を受診する患者数は約11万人、死亡者数は約700人と推計した。

＜新潟市における新型インフルエンザ流行時の健康被害予測＞

市内人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計		
医療機関を受診する患者数		109,954人 (85,621～160,128人)
内 訳	外 来 患者数	106,367人 (83,897～155,472人)
	入 院 患者数	2,850人 (1,222～3,533人)
	死亡者数	737人 (502～1,123人)

*平成19年10月1日現在年齢別人口より試算

*新型インフルエンザを、アジアインフルエンザ等の中等度（致死率0.53%）として予測

*新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等は考慮されていない

＜参考＞

全 国		
医療機関を受診する患者数		17,400,763人 (13,454,059～25,248,351人)
内 訳	外 来 患者数	16,864,029人 (13,210,968～24,547,965人)
	入 院 患者数	429,804人 (174,146～533,359人)
	死亡者数	106,930人 (68,945～167,027人)

一方、新型インフルエンザによる社会・経済的影響は、流行のピークの差異により地域差や業態の差はあるものの、罹患した人や家族の罹患等から、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済的活動の大幅縮小の可能性もある。また、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等の社会活動の縮小、食料品・生活必需品等や生活関連物資の不足など、市民生活のあらゆる場面で様々な影響が生じることが予想される。

3 計画策定の目的

新型インフルエンザ対策の目的は、市内における感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことにある。

このため、本計画策定の目的は、発生段階に応じて、各区部が連携し、取るべき対策を明らかにするものである。

4 発生段階と対応の考え方

新型インフルエンザ対策は、その発生状況に応じてとるべき対応が異なることから、予め状況を想定し、各状況において迅速かつ確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

国では、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類してそれぞれの段階に応じた対策等を定めている。これは世界保健機構（WHO）が宣言(実施)するフェーズを参考にしつつ、わが国の実情に応じた戦略を検討するに適した段階として定めたものである。この段階については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを注視しながら、外国での発生状況や国内のサーバルスの結果を参考に、国の新型インフルエンザ対策本部が決定する。

なお、5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については国が判断して公表する。また、都道府県ごとの状況に応じて地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階が3つの時期に小分類され、その移行については国と協議の上で都道府県が判断するものとされている。

本市においても、これらの発生段階に基づき行動計画を定め、また、国、新潟県が決定する各段階に対応した庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制の確保等の行動計画を実施することとする。

<各発生段階と状態>

発生段階	状態	
前段階 未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階 海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階 国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
	感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期	感染のピークを越えたと判断できる状態	
第四段階 小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

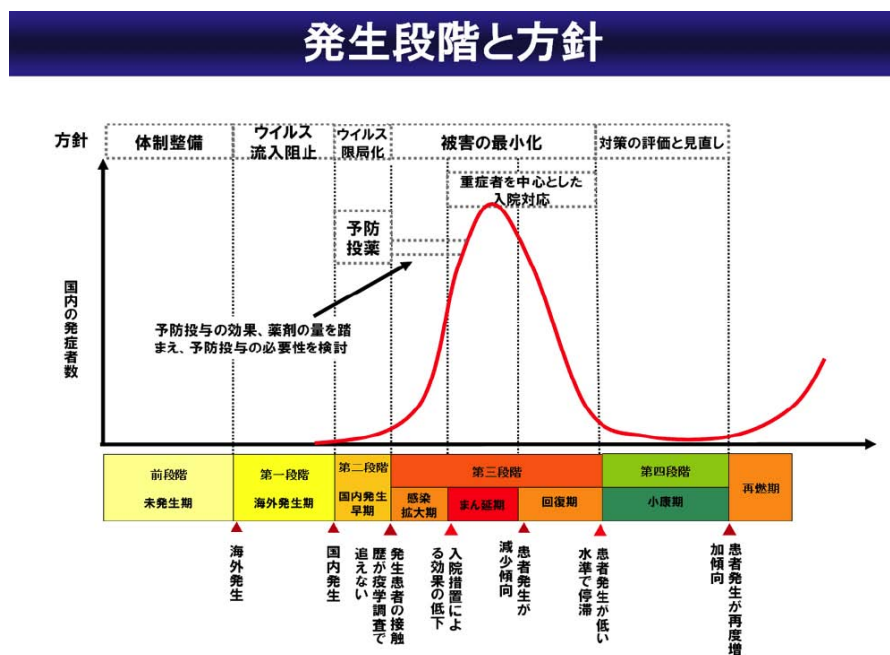
〈参考〉 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と改定後の発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【改定後】発生段階
フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生、「B」国内発生

※ フェーズ6がWHOの宣言するパンデミック期

〈参考〉 国の行動計画の発生段階と方針



注) 第三段階の小分類は、都道府県の判断による

5 対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザへの対応の基本的な考え方

新型インフルエンザについては、出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能である。現在、地球規模で人の交流が行われており、世界のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、国内への侵入は、避けられない状況である。

新型インフルエンザ対策の目的は、ひとたび新型インフルエンザが発生した場合、これをいち早く探知し、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行い、流行を遅らせ、適切な対応をとることにより、パンデミック時の感染拡大を可能な限り縮小させ、死亡者数及び重症者数といった健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の低下等を極力

抑制することにある。

このため、海外において鳥から人への感染事例の発生確認がされている高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が、新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものであるため、これらを一体的に進めていく。

また、新型インフルエンザの出現する前に準備対策を講じるとともに、発生時に、迅速かつ確かな対応ができるよう、国の定める「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく各発生段階に応じた行動計画を定める。

一方、新型インフルエンザに際しての医療体制の整備や、市民からの相談受付の整備に努め、市民の不安を低減し、安心を確保するため、新型インフルエンザに関する情報提供を積極的に行い、パニック防止に努め、新型インフルエンザが発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国や新潟県、近隣自治体及び各関係機関等と密接な連携のうえ対応にあたる。

なお、新型インフルエンザは発生時期や形態についての予測は変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画等については、そのまま適用するのではなく、柔軟に適用していくこととする。

(2) 対策の推進体制

新型インフルエンザ対策推進にあたっては、政府、厚生労働省及び新潟県並びに各関係機関と連携した取組みが重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

1) 政府

新型インフルエンザ対策のため、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを推進する。各省庁は、相互の連携や地方自治体との連携を図りつつ、行動計画を実施するための必要な措置を講じる。

新型インフルエンザが発生した場合は、内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった対策を強力に推進する。

また、新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、対策を図る。

2) 厚生労働省

関係部局から構成される対策推進本部を設置し、新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画を改訂するとともに、新型インフルエンザの発生動向の把握、予防・治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進する。

また、「サーベイランス」「予防・封じ込め」「医療」「情報提供・共有」「国際対応」の5つの案件に関する専門家から構成される「新型インフルエンザ専門家会議」を組織し、対応の強化を図る。

3) 新潟県

新型インフルエンザの発生状況や、国内、県内での患者の発生状況に応じて、新潟県における総合的な新型インフルエンザ対策を連携・協力して講じるため、全庁的な推進体制を整備して対策を実施する。

4) 新潟市

「新潟市危機管理基本方針」・「新潟市新型インフルエンザ対策行動計画」・「新潟市業務継続計画」に基づき、新型インフルエンザ対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、国、県等と連携して行う。

5) 関係機関の協力

感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らせないようにするために、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

また、防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動や、混乱防止、交通整理のほか、抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布等の警護など、新型インフルエンザ対策に関する犯罪の予防・取締りについて、新潟県警察へ適宜、支援要請を行う。

6) 市民の協力等

市民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。また、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。

(3) 新潟市の組織体制

1) 趣旨

新型インフルエンザの発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ対策を関係区部等が連携、協力して講じるため、発生段階に応じた全庁的な対応体制を整備する。

2) 考え方

- ①新型インフルエンザ対策の各発生段階に応じ、段階的に庁内体制を整備する。
- ②体制の整備にあたっては、政府、厚生労働省、国立感染症研究所、新潟検疫所、新潟県、医師会など、関係機関との連携、協力を特に留意する。

3) 庁内体制

新型インフルエンザの発生段階等に応じ、新潟市危機管理基本方針に基づき、以下に示すそれぞれの組織を中心に対応していくものとする。なお、それぞれの構成員については、主宰及び本部長の判断により適宜変更できるものとする。

①感染症対策会議

未発生期に、高病原性鳥インフルエンザの鳥類での感染が、国内（新潟県外）で発生した場合、保健管理課長を主宰とする「感染症対策会議」を設置する。

感染症対策会議の組織

主宰：保健管理課長
構成員：危機管理防災課長、環境政策課長、農業政策課長、福祉総務課長、市民病院総務課長、消防局救急課長、各区健康福祉課長、衛生環境研究所次長、健康衛生課長、食品・環境衛生課長
事務局：保健管理課

② 感染症対策庁内連絡会議

新型インフルエンザ未発生期の中で、海外あるいは国内（新潟県内）において新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人からひとへの感染は基本的にない段階で、鳥インフルエンザの発生動向を把握し、新型インフルエンザ発生に備えて全市的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、危機管理監、保健衛生部長を主宰とする「感染症対策庁内連絡会議」を設置する。

新型インフルエンザ対策は、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、本市として、関係区部の横断的な連携が求められるだけでなく、新型インフルエンザ発生に備え、事前に対応を検討しておくことが非常に大切であるため、行動計画を随時見直ししながら、同連絡会議を中心に、全市的な体制を整備し、厚生労働省及び新潟県等と連携し、対策を総合的に推進する。

感染症対策庁内連絡会議の組織

主宰：危機管理監 保健衛生部長
構成員：政策調整課長、市民総務課長、文化政策課長、環境政策課長、福祉総務課長、産業政策課長、農業政策課長、都市計画課長、住環境政策課長、土木総務課長、経営企画課長、総務課長、財務課長、秘書課長、各区健康福祉課長、各区総務課長、会計課長。議会事務局総務課長、消防局総務課長、消防局救急課長、教育総務課長、市民病院総務課長、水道局経営企画室長、危機管理防災課長、衛生環境研究所次長、保健所長、保健管理課長
事務局：危機管理防災課 保健管理課

③ 感染症警戒本部

感染症対策本部を設置する前後の期間において、海外及び国内の発生動向等状況に応じて「感染症警戒本部」を設置できるものとする。

感染症警戒本部の組織

本部長：危機管理監 副本部長：保健衛生部長
本部員：市民生活部長、福祉部長、保健衛生部長、農林水産部長、消防局長、教育委員会教育次長、保健所長
事務局：危機管理防災課 保健管理課

④ 感染症対策本部

高病原性鳥インフルエンザの鳥類での感染が、新潟市内で発生した場合や、国内において鳥インフルエンザ患者が発生した場合、もしくは、海外において新型インフルエンザが発生し、海外発生期になった場合には、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、市長を本部長とする「感染症対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

感染症対策本部の組織

本部長：市長 副本部長：副市長
本部員：地域・魅力創造部長、市民生活部長、文化観光・スポーツ部長、環境部長、福祉部長、経済・国際部長、農林水産部長、都市政策部長、建築部長、土木部長、下水道部長、総務部長、財務部長、北区長、東区長、中央区長、江南区長、秋葉区長、南区長、西区長、西蒲区長、会計管理者、議会事務局長、消防局長、教育長、水道事業管理者、市民病院事務局長、危機管理監、保健衛生部長、保健所長
事務局：危機管理防災課 保健管理課

＜新潟市における発生状況と庁内体制の相関表＞

発生状況	海外発生	国内発生	県内発生	市内発生
トリートリ		感染症対策会議	感染症対策庁内連絡会議	感染症対策本部
トリーヒト	感染症対策庁内連絡会議	感染症対策本部	→	
ヒトーヒト	感染症対策本部	→		

(4) 関係機関との連絡体制

① 新潟県・新潟市感染症関係連絡協議会

平常時より感染症発生時の迅速な対応と、地域のまん延防止をはかるための検討及び情報を共有する。

新潟県・新潟市感染症関係連絡協議会の構成

構成員：新潟大学医歯学総合病院、新潟検疫所、新潟県健康対策課、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会、市民病院、消防局、衛生環境研究所、保健所

6 行動計画の主要6項目

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、その目標と活動を、「実施体制と情報収集」、「サーベイランス」、「予防・まん延防止」、「医療」、「情報提供・共有」、「社会・経済機能の維持」の6分野に分けて策定している。

本市においても、これに基づき行動計画を策定することとする。

(1) 実施体制と情報収集

- ① 新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するため、各発生段階に応じた行動計画を予め策定し、庁内関係区部及び医療機関等の各関係団体等に確認し、周知しておく。
- ② 新型インフルエンザが発生した場合、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全区部一丸となった取組みが求められることから、発生段階が進展した場合には、本市として、全庁的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
- ③ 新型インフルエンザの発生、流行の状況は、発生国、国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）のほか、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信されており、これらの情報収集にあたる。
- ④ 感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保について、発生段階の状況に対応した情報収集を行う。

(2) サーベイランス

- ① 新型インフルエンザ対策におけるサーベイランスは、新型インフルエンザの患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握が役割としてあげられる。
- ② 通常のサーベイランスにおいて、インフルエンザの発生状況を常に把握し、監視体をとることにより、新型インフルエンザの出現を察知する。
- ③ 家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスの実施等により、常時監視体制をとる。
- ④ 発生段階の進展に伴い、感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するためのクラスターサーベイランスの実施や、厚生労働省の要請による各種サーベイランス体制の強化が想定されるため、これらの状況に応じて、本市におけるサーベイランスの実施についても弾力的な対応に努める。

(3) 予防・まん延防止

- ① 新型インフルエンザの予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を破綻に至らせないためにも重要であり、これには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが発生している時期から対策をとる必要がある。
- ② この発生予防策として、発生国・地域の渡航者への注意喚起等のほか、市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、新潟県等が行うまん延防止措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等）に協力する。
- ③ 新型インフルエンザ予防については、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染症防御方法の実施や、感染者に接触しない、職場での清掃・消毒等という個人単位・職場等单位での感染防止策の周知徹底を図る。
- ④ 海外で発生した場合には、状況に応じた感染危険情報の提供や、国により講じられ

る検疫飛行場や検疫港の集約化、査証措置、入国者の検疫強化等の水際対策等に応じた要請に対応する。

- ⑤ 市内で発生した場合の患者対策として、まず、直ちに患者に対し、新たな接触者を増やさない環境下（入院）で、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。

次に、接触者対策として、積極的疫学調査を実施し、患者の接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行い、地域内の感染拡大を防止する。

また、学校等の対策として、学校、通所施設等は、感染が広がりやすく、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性があるため、国内発生早期から、学校、通所施設等に対し、感染拡大の事態を勘案し、教育委員会等と連携した学校保健法に基づく学級閉鎖や臨時休業等の措置を検討、要請する。

更に、社会対策として、外出の自粛や不特定多数の集まる集会活動の自粛要請・勧告等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請や新型インフルエンザ様症状が見られた者の出勤停止・受診勧告等の職場対策の実施を検討し、社会的活動における接触機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

- ⑥ 安全で有効なワクチンの実用化は、死亡者や重症者の発生の減少や、必要な医療提供体制の確保等につながるが、新型インフルエンザウイルスに対するワクチン（パンデミックワクチン）は、新型インフルエンザ発生後、供給されるまでに一定の時間を要するとされている。このため、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの円滑な接種に向けた厚生労働省等の動向を注視する。

【関連する国のガイドライン】

- ・水際対策に関するガイドライン
- ・検疫に関するガイドライン
- ・感染拡大防止に関するガイドライン
- ・ワクチン接種に関するガイドライン
- ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン

（４）医療

- ① 新型インフルエンザの流行の規模に応じた医療体制を確保する。
- ② 新型インフルエンザが流行した場合、医療機関を受診する市民の患者数は、CDCモデルにより試算した結果は約11万人（最小8万人～最大16万人）と推計される。市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることや、新型インフルエンザの感染拡大期、あるいは病状が重度である場合等においては、多数の患者が入院することが想定されるため、事前に計画・検討をする。

このため、本市域の新型インフルエンザに関する保健・医療体制や、国内発生期に設置する「発熱外来」等のあり方等について、医療関係者と協議し、効率的・効果的

に医療を提供できる体制確保のための対策強化を図る。

- ③ 新型インフルエンザ発生初期には、患者の治療とともに感染症のまん延防止対策としても有効であることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ疑い患者は、感染症指定医療機関等へ入院させる。
- ④ 第二段階の国内発生早期には、受診者を効率よく新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者に振り分けるため、「発熱外来」を設置する。また、市民からの電話相談を受け付ける「新型インフルエンザコールセンター」を設置する。
- ⑤ 厚生労働省における新型インフルエンザの診断及び治療方法等が確立した場合には、各医療機関に周知徹底を行い、医療機関は、これに従い早期に診療を行う。各医療機関は、各区健康福祉課と綿密に連携をとり、検体の採取・搬送や、患者・接触者の健康状況の把握に協力するものとする。

医療機関は、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与・ワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。

抗インフルエンザウイルス薬の投与の方法は、現段階では確定できないが、ワクチン未接種で感染者に十分な防御なく接触した場合、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

- ⑥ 第三段階のまん延期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、重症者は入院に、軽症者は在宅療養に振り分ける。また、感染症指定医療機関等以外の医療機関に患者を入院させることができるよう、受け入れ態勢を検討する。
- ⑦ 抗インフルエンザウイルス薬は、通常のインフルエンザにも使用されており、治療薬の限定的な使用をしないと、まん延期には供給量の絶対的不足の可能性がある。このため、備蓄を含めた治療薬の需給バランスや流通状況等を注視する。

新型インフルエンザ対策は、国家レベルの危機管理対策であることから、抗インフルエンザウイルス薬は、国や新潟県が計画的に備蓄し、健康被害の拡大や社会・経済機能への影響を最小限にとどめることが重要である。

このため、本市としても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び確保の方法や手段、治療薬の限定した使用方法について、厚生労働省の動向を踏まえ、新潟県と連携しながら、協議・調整を行う。

【関連する国のガイドライン】

- ・医療体制に関するガイドライン
- ・抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

(5) 情報提供・共有

- ① 新型インフルエンザ対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への

感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。

- ② これら新型インフルエンザの発生、流行の状況は、発生国、国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）のほか、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信されており、これらの情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築する。
- ③ 市内で新型インフルエンザが発生した場合、健康被害の拡大と社会・経済機能の破綻を最小限にすることを目的として、感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保について、発生状況に対応した情報収集を行う。
- ④ 収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止・拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を行い、情報を共有していくこととともに、市民の安心を確保し、パニック防止に努める。
- ⑤ 市民が情報を受け取る媒体や受け取る内容は、千差万別であることが考えられるため、リスクコミュニケーションの手法を用いて、複数の情報提供媒体を設定し、理解しやすい内容での情報提供に努める。
- ⑥ 新型インフルエンザに関する広報担当者（スポークスマン）をおき、流行状況に応じて定期的な情報提供を行う。ただし、状況等から、対策本部長の発言が必要な場合は、市長が行う。

【関連する国のガイドライン】

・情報提供・共有（リスク・コミュニケーション）に関するガイドライン

(6) 社会・経済機能の維持

- ① 新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招き、公共サービスの中断や物資の不足により、最低限の市民生活を維持することすらできなくなるおそれがある。このため、新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、事業者等において事前に十分準備を行うことが重要である。
- ② 各事業者においては、新型インフルエンザに対応した業務継続計画を策定し、従業員や職場の感染対策、継続すべき重要業務の選定、勤務体制等を予め定め、発生に備えることが有効である。
- ③ 電気、ガス、水道等の市民生活の基盤となる事業者は、特に、事業継続が社会的に求られているため、国が管理するワクチンの先行接種等の支援を検討する。
- ④ 本市においても、新型インフルエンザに際し、市の機能を維持し、最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。

【関連する国のガイドライン】

- ・ワクチン接種に関するガイドライン
- ・事業所・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
- ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
- ・埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

新 潟 市
新型インフルエンザ対策行動計画

<各論>

前段階 未発生期

【状態】 新型インフルエンザが発生していない状態

【目的】

- 発生に備えて体制の整備を行う。
- 国・他の地方自治体と連携し、発生の早期確認に努める。

I 実施体制と情報収集

1 危機管理体制

(1) 鳥から鳥への感染が発生した場合についての体制は次のとおりとする。

- ① 新潟県外で発生した場合は、「新潟市感染症対策会議」（主宰：保健管理課長）を設置する。【保健衛生部、市民生活部】
- ② 新潟県内で発生した場合は、「新潟市感染症対策庁内連絡会議」（主宰：危機管理監、保健衛生部長）を設置する。【保健衛生部、市民生活部】
- ③ 新潟市内で発生した場合は、「新潟市感染症対策本部」（本部長：市長）を設置する。
【各区部】

(2) 海外で鳥インフルエンザ患者が発生した場合は、保健衛生部長及び危機管理監を議長とする「新潟市感染症対策庁内連絡会議」を設置し、海外での患者発生と対応状況を確認するとともに、国内での患者発生や流行に備えて対策を講じる。【関係区部】

(3) 国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合は、「新潟市感染症対策本部」（本部長：市長）を設置する。【各区部】

(4) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区部の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【各区部】

(5) 新潟市内の家きんから高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、直ちに新潟県家畜保健衛生所を通じ、農林水産省に通報する。【農林水産部】

2 情報収集

(1) 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行う。【保健衛生部、農林水産部】

(2) 鳥インフルエンザの人、動物での発生・防疫措置状況等について、国・新潟県等との情報交換を行い、連携して対応にあたる。【保健衛生部、農林水産部、市民生活部】

〈 情報収集源 〉

- 1 海外の流行状況の関連情報
世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）
外務省、厚生労働省検疫所（FORTH）等
- 2 国内の流行状況
 - 厚生労働省
 - ・鳥インフルエンザに関する情報
 - ・今冬のインフルエンザ総合対策について
 - 農林水産省
 - ・鳥インフルエンザに関する情報
 - 国立感染症研究所
 - ・鳥インフルエンザに関する情報
 - ・インフルエンザに関する情報
 - ・感染症発生動向調査
 - ・インフルエンザ様疾患発生報告
 - ・インフルエンザ情報早期把握システム
 - ・インフルエンザ関連死亡迅速把握システム
 - ・WHOインフルエンザコラボレーティングセンター 等
- 3 市内・新潟県内流行状況
 - ・新潟市衛生環境研究所
 - ・新潟県保健衛生科学研究所
 - ・新潟県家畜保健衛生所

3 行動計画の見直し

- (1) 「新潟市新型インフルエンザ対策行動計画」について、随時見直しを行う。【保健衛生部、市民生活部、関係区部】
- (2) 行動計画を踏まえ、各区部における対策を策定し、情報共有を図る。【関係区部】
- (3) 行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携して訓練を実施し、訓練結果を各区部の行動計画に反映させる。【関係区部】

Ⅱ サーベイランス

1 家きん等におけるサーベイランス

- (1) 新潟県家畜保健衛生所が実施する家きん等におけるインフルエンザのサーベイランス及びモニタリングに協力し、情報収集する。【農林水産部、保健衛生部】
- (2) 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報について、新潟県家畜保健衛生所に協力する。【農林水産部】
- (3) 渡り鳥及び野鳥（留鳥）における鳥インフルエンザウイルス保有について、情報を収集し、必要に応じて新潟県が実施する保有調査に協力する。野鳥の異常死についての情報収

集や共有に努める【農林水産部、環境部、保健衛生部】

- (4)新潟県家畜保健衛生所が実施する豚を対象としたウイルス分離検査結果について入手し、情報共有する。【農林水産部、保健衛生部】

2 通常のインフルエンザに対するサーベイランス

(1) 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査において「インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）」は、指定した医療機関の報告対象である五類感染症に位置付けられている。この報告に基づき全国約5,000 か所（市内26か所）の医療機関（指定届出機関）における発生動向を把握する。【保健衛生部】

(2) インフルエンザ関連死亡者数の把握

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、市内全域におけるインフルエンザ関連死亡の把握を行う。【保健衛生部】

(3) 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握（学級等閉鎖情報）

毎年のインフルエンザシーズンに、市立の小・中・高等・特別支援学校等や、市立保育園、市内幼稚園等の集団風邪による学校、学年、学級の閉鎖が実施された施設数と、その時点の欠席学童数等に関する調査を実施し、発生状況についての把握を行う。【保健衛生部、教育委員会、福祉部】

3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- (1) 二類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び四類感染症に位置付けられている「高病原性鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」について、医療機関及び獣医師からの届出により発生動向を把握する。【保健衛生部】

- (2) 医療機関に「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び「高病原性鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」を否定できない患者が受診した場合は、速やかに市保健所に届け出るよう依頼する。【保健衛生部】

- (3) 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID（感染症サーベイランス）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施し、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生動向を把握する。【保健衛生部】

4 新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス

第一段階の海外発生期から開始するとされている、クラスターサーベイランスやアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム等について、市内で実施する場合の実施方法や対象医療機関の選定等について検討を行い、医療関係団体や各関係機関との協議・調整を行う。【保健衛生部】

Ⅲ 予防とまん延防止

1 海外渡航者対策

- (1) 海外渡航者に対し、海外での高病原性鳥インフルエンザ発生状況及び感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立ち入り自粛等）を行う。【保健衛生部】

2 家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

(1) 国内での発生予防

- ① 市内の飼養家きんの発生予防対策として新潟県家畜保健衛生所が行う農場での人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理に協力・支援する。【農林水産部】
- ② 家庭・学校等を含め家きん飼養者等に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。【福祉部、保健衛生部、農林水産部、教育委員会】
- ③ 学校の飼育活動等における動物接触後の手洗い・うがいの励行、動物の健康状態異変時の適切な対応、動物の糞尿の適切な処理、飼育舎の衛生管理を周知徹底する。
【福祉部、教育委員会】

(2) 国内で発生した場合の対応

- ① 新潟県家畜保健衛生所等への協力・支援等
 - ・感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。【農林水産部、関係区部】
 - ・農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について、必要な支援を行う。
【保健衛生部、農林水産部】
 - ・防疫措置に伴い、周辺地域での警戒活動が必要な場合は、新潟県を通じて新潟県警察へ依頼し、警戒活動等の情報を収集する。【市民生活部、保健衛生部】
 - ・被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要がある、新潟県が自衛隊の部隊等に支援を依頼する場合の情報を収集する。【農林水産部、環境部、市民生活部、処分場所所管区】
- ② 高病原性鳥インフルエンザが鳥に急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、農林水産省の家きん用の備蓄ワクチン使用に関する情報収集、及び新潟県家畜保健衛生所を通じて使用要請する。【農林水産部】
- ③ 新潟県が家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する際、市としての支援策を検討する。【農林水産部】
- ④ 発生確認後、農林水産省が立ち上げる感染経路究明チームに協力し、感染源・感染経路に係る調査の情報収集をする。【農林水産部】

- ⑤ ペット鳥取扱業者や、動物園等鳥類を多数飼育する施設において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェックを行うとともに医療機関への受診を勧奨する。【保健衛生部、農林水産部】
 - ⑥ 輸入された鳥が、感染源であったとの連絡が国・県からあった際は、県と協力して追跡調査等を実施する。【保健衛生部、農林水産部】
 - ⑦ 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【保健衛生部、農林水産部】
 - ⑧ 市立学校の児童生徒による飼育動物の接触を中止する。【教育委員会】
- (3) 市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応
- ① 積極的疫学調査を実施するとともに、患者及び接触者への対応（接触者の範囲特定、健康管理の実施、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等を行う。【福祉部、保健衛生部】
 - ② 防疫措置の円滑な実施を確保するため必要ある場合は、新潟県を通じて新潟県警察へ周辺地域における警戒活動等を依頼する。【市民生活部、保健衛生部】
 - ③ 感染源に対する迅速な措置を実施する。【保健衛生部、農林水産部】
 - ④ 観光客の感染防止対策について関係事業者等への要請を検討する。【文化観光・スポーツ部】
 - ⑤ 児童、生徒、学生の健康管理について検討する。【教育委員会】
 - ⑥ 新潟空港における水際対策について、国、県と連絡調整を図る。また港湾関係者と調整し港湾における水際対策についても検討する。【都市政策部】

IV 医療

1 地域医療体制の確保と整備

- (1) 感染症指定医療機関である市民病院で、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ患者を受け入れるための体制整備を推進する。【保健衛生部、市民病院】
- (2) 発熱外来の設置準備
 - ① 第二段階の国内発生早期において立ち上げる、新型インフルエンザの患者とそれ以外を振り分けるための「発熱外来」の設置に向け、関係医療機関等との連絡協議を行い、地域医療体制の整備のための調整を図る。【保健衛生部】

＜ 関係医療機関 ＞

- 医療関係団体…新潟市医師会・新潟市歯科医師会・新潟市薬剤師会・新潟県看護協会
- 発熱外来設置予定医療機関…市内協力医療機関

② 「発熱外来」設置に必要な医療資器材について検討・確保に努め、発熱外来設置医療機関に提供する。【保健衛生部】

③ 「発熱外来」設置時の検査体制について、医療機関から衛生環境研究所への搬送方法、衛生環境研究所での検査体制、結果の通知方法等について検討する。【保健衛生部】

(3) 入院患者受入医療機関の確保

第一段階の海外発生期以降、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる医療機関等の整備を進める。また、国の推計入院者数を本市にあてはめた場合、第三段階のまん延期に、一日当たり最大600人と想定される入院患者を受け入れる医療機関について、市内医療機関等と調整を行う。なお、患者の受入れにあたっては、医療機関の空床状況等を確認して調整する。【保健衛生部】

- | |
|------------------------------|
| ○ 第一種感染症指定医療機関： 1施設（病床数 2床） |
| 新潟市民病院 新潟市中央区鐘木463番地7 |
| ○ 第二種感染症指定医療機関： 5施設（病床数 34床） |
| 県立新発田病院 新発田市本町1丁目2番8号 |
| 新潟市民病院 新潟市中央区鐘木463番地7 |
| 長岡赤十字病院 長岡市千秋2丁目297番地1 |
| 新潟県立中央病院 上越市新南町205番地 |
| 佐渡総合病院 佐渡市千種118番地1 |

(4) 市内での患者発生に備え、搬送体制の整備を確認するとともに、感染予防策を周知徹底する。【保健衛生部、市民病院、消防局】

2 まん延期の医療の確保

(1) 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請する。【保健衛生部】

(2) 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討する。【保健衛生部、福祉部、文化観光・スポーツ部、教育委員会】

(3) 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関や、特殊医療・高度専門医療を行う病院について検討する。【保健衛生部】

(4) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【福祉部、保健衛生部】

3 ガイドライン等の周知等

- (1) 国の策定する医療に関するガイドライン等（「医療体制」・「抗インフルエンザウイルス薬」「ワクチン接種」）について、関係機関に周知する。【保健衛生部、市民生活部】
- (2) 新潟県及び市内医療機関、その他関係機関と協力し、市内発生を想定したシミュレーション演習を行う。【保健衛生部、市民生活部、関係区部】

4 医療資器材の整備

「発熱外来」の設置や運営を行う入院患者受入医療機関、消防局等で必要な医療資器材（例：個人防護具、レスピレーター、迅速診断キット等）の整備状況や搬送能力等について調査を行い、確保に努める。【保健衛生部、消防局、市民病院】

5 検査体制の整備

衛生環境研究所における新型インフルエンザに対する検査体制を整備する。【保健衛生部（衛生環境研究所）】

6 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- (1) 厚生労働省からの発生状況に関する緊急情報に留意する。また、厚生労働省における「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び「インフルエンザ（H5N1を除く）」等の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行い、必要に応じ関係機関に周知する。【保健衛生部】
- (2) 症例定義を満たす感染の届出があった場合は、感染症指定医療機関等へ速やかに搬送をし、入院等の措置を講じるとともに、検体検査を行う。【保健衛生部、市民病院、関係区】
- (3) 必要に応じ、届出のあった医療機関に出向いて患者の検体を確保し、衛生環境研究所に搬送する。【保健衛生部、関係区】
- (4) 衛生環境研究所でウイルス検査等を実施し、A型インフルエンザウイルスが検出され、かつ、H1、H3のいずれでもない場合には、国立感染症研究所へ検体を送付し、確認検査を依頼する。【保健衛生部】
- (5) 積極的疫学調査を実施し、患者調査、感染源調査及び接触者への対応（接触者の範囲の特定、有症時の対応指導等）を行う。死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等についても検討する。【保健衛生部、市民病院、各区】
- (6) 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【保健衛生部、農林水産部、各区】
- (7) 必要に応じ、厚生労働省、新潟県へ連絡を行う。【保健衛生部】

7 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の情報収集等
発生している亜型に対する、国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬につい

での有効性、安全性、効果及びウイルスの薬剤耐性のほか、新たに開発されている抗インフルエンザウイルス薬についての情報、インフルエンザ迅速診断キットに関する情報等をWHO及びその他の国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【保健衛生部】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

- ① 国・新潟県の備蓄量、備蓄方法等を把握する。【保健衛生部】
- ② 防疫従事者に感染が疑われる症状が出た場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を検討する。【保健衛生部、農林水産部】
- ③ まん延期に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。【保健衛生部】

(3) 抗インフルエンザウイルス薬等の適正流通

抗インフルエンザウイルス薬が、医療機関・医薬品卸売業者に対して安定的に供給されているか確認する。【保健衛生部】

(4) 国、新潟県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄計画や使用方法について検討する。【保健衛生部】

8 ワクチン

(1) 情報収集等

- ① 新型インフルエンザに対する有効なワクチン開発に関する情報を収集する。【保健衛生部】
- ② 通常のインフルエンザ用ワクチンの接種に関して、協力医療機関等に情報提供を適宜行うとともに、市内の予防接種状況の把握に努める。【保健衛生部】
- ③ 発生している亜型に対するワクチンの有効性等について、WHO及び国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から情報を収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【保健衛生部】
- ④ 国のプレパンデミックワクチン原液の製造、貯留及びパンデミックワクチンの研究開発、製造・生産体制等に関する情報収集をする。【保健衛生部】
- ⑤ プレパンデミックワクチンの安全性・有効性等の研究に関する情報収集を行う。【保健衛生部】

(2) 接種体制等

- ① 本市における医療従事者及び社会機能維持者など、緊急的にワクチン接種が必要な者をリストアップする。【保健衛生部、消防局、市民病院、各区】
- ② プレパンデミックワクチン接種に必要な接種体制を整備し、接種用具の確保、接種場所等への配布を行う。【保健衛生部】
- ③ 厚生労働省が定めるワクチン接種に関するガイドライン等の整備を受けて、以下の項目の検討を行う。【保健衛生部】

- ・疫学情報、製造可能量に基づく接種優先順位
- ・（集団接種を行う場合の）接種場所（地域保健福祉センター・医療機関・施設等）の登録と必要物品・設備の確保
- ・接種実施のための職域・地域人材の登録と実施トレーニングの検討
- ・パイロット地域での接種の予行演習の実施
- ・供給量に一定の限界がある際の接種優先順位

(3) 国が実施するプレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの研究・開発に協力する。【保健衛生部】

9 その他

(1) 高病原性鳥インフルエンザが市内で発生した場合に、県家畜保健衛生所が行う、農場の従業員及び感染家きん等の殺処分に従事する者への健康管理を支援し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性について助言を行う。【保健衛生部、農林水産部】

(2) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【福祉部、保健衛生部】

(3) 第三段階のまん延期の在宅で療養する新型インフルエンザ患者療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応等について検討する。【福祉部、保健衛生部、各区】

V 情報提供・共有

1 情報提供

(1) 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況、対応措置、ウイルスに関すること等について、適宜、メディア等へ情報提供する。【市民生活部、保健衛生部、農林水産部】

<利用可能な媒体・機関>

- 記者発表
- 市報にいがた
- テレビ、ラジオ、新聞折り込み 等
- 学校だより
- 新潟市ホームページ
- 関係団体・医療関係団体等の業界誌 等

(2) 海外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況や、国内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合について情報収集し、発生状況、対応措置、ウイルス等の国の対策について、適宜、メディア等へ情報提供する。【市民生活部、保健衛生部、農林水産部】

(3) WHOのフェーズ3の高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの発生、対応状況、感染予防策等について、ホームページ等により、市民に対して情報提供を行う。また、市内の外国人に配慮した情報提供を行う。【市民生活部、保健衛生部、農林水産部】

< 掲載例 >

Q & A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策

(4) 国内での新型インフルエンザ発生後における広報のあり方を検討する。【関係区部】

2 相談窓口の設置

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて、国内で発生した場合、適宜、市民からの相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。【保健衛生部、各区】

(2) 高病原性鳥インフルエンザについて、国内で発生した場合、適宜、医療機関からの連絡窓口を設置する。【保健衛生部】

(3) 第一段階の海外発生期で設置予定の市民からの問い合わせ受付窓口「新型インフルエンザコールセンター」の設置準備を行う。【保健衛生部】

3 情報の共有等

(1) 国内外の情報について共有する。【市民生活部、福祉部、保健衛生部、農林水産部、教育委員会】

<情報収集源>

- WHO、O I E、FAO、その他国際組織
- 厚生労働省、厚生労働省検疫所（FORTH）
- 官邸、内閣府、農林水産省、外務省、文部科学省
- 在外公館 等

(2) 厚生労働省・各都道府県間における緊急情報提供システム（メールシステム等）による情報提供に留意する。【保健衛生部】

(3) 外務省による海外での発生状況に関する情報提供に留意し、必要に応じて各関係機関に周知する。【市民生活部、保健衛生部、農林水産部】

VI 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の策定

本市として、必要最小限の行政サービスを維持するため、「新潟市業務継続計画」を策定する。【市民生活部、保健衛生部、関係区部】

2 市民、事業者に対する事前準備の要請

- (1) 「事業者・職場における対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における対策ガイドライン」等の内容を広く市民に周知し、また、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「対人距離の保持」「手洗い」「咳エチケット」「職場の清掃・消毒」「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）を広報する。【保健衛生部、関係区部】
- (2) 特に、第三段階のまん延期においても、社会機能の維持のための重要業務を継続することが求められる社会機能維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対して、事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。【関係区部】
- (3) 第三段階のまん延期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されるため、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、市民、事業者に対する事前準備を要請する。【各区部】
- (4) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄の重要性を周知する。【各区部】

3 その他

- (1) 第三段階のまん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等の検討や把握を図る。【福祉部、保健衛生部、各区】
- (2) まん延期に備え、病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民生活部、保健衛生部、文化観光・スポーツ部、市民病院、各区】
- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。【福祉部、保健衛生部】
- (4) 死亡者が多数にのぼった際の埋火葬の円滑な実施のため、個人防護具や納体袋・ドライアイス等の消耗品等が確保できるよう準備する。【福祉部、市民生活部、保健衛生部】

第一段階 海外発生期

【状態】海外で新型インフルエンザが発生した状態

【目的】

- ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
- 国内発生に備えて体制の整備を行う。

I 実施体制と情報収集

1 危機管理体制

海外において新型インフルエンザが発生した疑いがあり、国が「新型インフルエンザ対策本部」を設置した場合は、「新潟市感染症対策本部」（市本部長：市長）を設置し、国内での新型インフルエンザの発生に備え、監視及び医療体制等を一層強化する。【関係区部】

2 情報収集

- (1) 新型インフルエンザ等の発生状況について、国等の関係機関等を通じた発生国から情報収集を強化し、必要に応じて関係機関に周知する。【保健衛生部】
- (2) 新潟県や近隣自治体と連携して感染拡大防止に取り組む。【市民生活部、保健衛生部】

3 行動計画の見直し

厚生労働省の行動計画等の見直しに関する情報収集を行い、市の行動計画の見直しについて検討する【保健衛生部】

II サーベイランス

1 発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。【保健衛生部】

2 擬似症サーベイランスの実施

疑い症例調査支援システムによる擬似症サーベイランスを継続し、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生状況をリアルタイムに把握する。【保健衛生部】

3 クラスタサーベイランス・アウトブレイクサーベイランスの実施

厚生労働省の要請を受け、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、市内でのクラスターサーベイランス、アウトブレイクサーベイランスを開始する。【福祉部、保健衛生部、教育委員会】

4 パンデミックサーベイランスの開始

厚生労働省の要請を受け、症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。【保健衛生部】

5 予防接種副反応迅速把握システム

プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため開始される予防接種副反応迅速把握に協力する。【保健衛生部】

Ⅲ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策

- (1) 日本へ向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留、移送等について、検疫所等関係機関との連携を確認・強化する。【都市政策部、保健衛生部、市民病院、消防局】
- (2) 検疫法及びガイドラインに基づき検疫所が行う感染及び感染拡大防止等への対応に協力する。【保健衛生部、都市政策部、市民生活部、関係区部】
- (3) 海外渡航者に対し、外務省の発する感染症危険情報や渡航延期勧告等の情報を伝える。【関係区部】
- (4) 観光客の感染防止対策について関係業者等への要請を行う。【文化観光・スポーツ部】
- (5) 新潟空港における水際対策の開始について、国・県と連絡調整を図る。また港湾関係者と調整し、港湾における水際対策も実施する【都市政策部】
- (6) 厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、港湾関係者など、水際対策関係者に対し、本人の同意を得た上で、ワクチン接種を行う。【保健衛生部】
- (7) 児童、生徒の健康管理を行う。【教育委員会】
- (8) 学校、通所施設等の臨時休業及び入学試験の延期等の準備を行う（要請する。）【福祉部、保健衛生部、教育委員会】

2 感染症法に基づく対応等

新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められた場合は、厚生労働省が病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を公表することとなっており、この情報を市内医療機関に周知し、新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合、保健所保健管理課へ迅速な届出を要請する。【保健衛生部、各区】

IV 医療

1 新型インフルエンザに対する症例定義

国の新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知し、新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合、保健所保健管理課へ迅速な届出を要請する。【保健衛生部、各区】

2 発熱外来の設置準備

- (1) 発熱外来設置医療機関に対し、設置に必要な物資等を提供するなど、国内発生に向けた準備を開始する。【保健衛生部】
- (2) 市民に対し、新型インフルエンザの国内発生後は、発熱や呼吸器症状を生じた者は、最寄りの発熱外来を受診し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【保健衛生部、各区】

3 疑い症例への対応

新型インフルエンザ疑い患者を診断した場合は、検体検査を行うとともに、本人の渡航歴等を確認し、感染症指定医療機関に搬送し、検査・診療を行う。【保健衛生部】

新型インフルエンザ疑い症例の検体が確保できた場合は、衛生環境研究所へ送付し、亜型の検査を行う。

4 新型インフルエンザコールセンターの設置

- (1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」を設置する。【保健衛生部、各区】
- (2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【保健衛生部】

5 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報収集する。【保健衛生部】
- (2) 国・新潟県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、流行時の放出方法等を把握する。【保健衛生部】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を勘案し、必要に応じ、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用を要請する。【保健衛生部】
- (4) 新潟県と調整の上、抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【保健衛生部】
- (5) 国、新潟県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄量及びその使用方法を見直す。【保健衛生部】

6 ワクチン

(1) プレパンデミックワクチンの接種

厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得た上で、ワクチン接種を行う。【保健衛生部】

(2) パンデミックワクチンの開発・生産体制の情報収集

厚生労働省が行うパンデミックワクチン製造用候補株の見直し・開発や、生産の開始、接種開始等に関する情報、ワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行うとともに、接種体制（接種場所、接種医、接種用具の確保等）について検討する。【保健衛生部】

7 その他

(1) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を引き続き検討する。【福祉部、保健衛生部】

(2) 第三段階のまん延期に在宅で療養する新型インフルエンザ患者療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応等について、引き続き検討する。【福祉部、保健衛生部、各区】

V 情報提供・共有

1 情報提供

(1) 国の新型インフルエンザに関する情報により、海外渡航者に対し、海外での新型インフルエンザ発生状況に関する情報提供を行う。【保健衛生部、市民生活部、各区】

(2) 市民に対し、新型インフルエンザの発生及び対応状況等を適宜、情報提供する。また、市内の外国人に配慮した情報提供を行う。【市民生活部、保健衛生部、農林水産部】

(3) 新型インフルエンザの感染予防策等について、ホームページ等により情報提供を行う。【保健衛生部】

<掲載例>

Q&A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策（不要不急の外出の自粛等）、相談窓口、発熱等が生じた場合の受診方法等

2 新型インフルエンザコールセンターの設置

(1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」を設置する。【保

健衛生部】

(2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【保健衛生部】

VI 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の実施準備 「新潟市業務継続計画」について、計画実施を準備する。【関係区部】

2 市民、事業者に対する事前準備の要請

(1) 「事業者・職場における対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における対策ガイドライン」のほか、発生状況等に関する情報について、市民に周知する。【保健衛生部、関係区部】

(2) 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「対人距離の保持」「手洗い」「咳エチケット」「職場の清掃・消毒」「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）について、あらためて市民への周知をする。【保健衛生部、関係区部】

(3) 事業者に対し、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。【関係区部】

(4) 第三段階のまん延期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について市民、事業者に徹底する。【各区部】

(5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地域・職場対策が実施されることから、市民に対し、予め、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう要請する。【各区部】

3 その他

(1) 第三段階のまん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等の検討や把握を継続して行う。【福祉部、保健衛生部、各区】

(2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民生活部、保健衛生部、文化観光・スポーツ部、市民病院、各区】

(3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を引き続き行うとともに、第三段階のまん延期での死亡者が増加した場合を想定し、一時的遺体安置所を検討する。【福祉部、市民生活部、保健衛生部】

第二段階 国内発生早期

【状態】国内で新型インフルエンザが発生した状態

【目的】国内での感染拡大をできる限り抑える

I 実施体制と情報収集

1 危機管理体制

「新潟市感染症対策本部」（市本部長：市長）を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区部】

2 情報収集

(1) 基本的対処方針等に基づく対応等

国の決定する基本的対処方針や症例定義のほか、厚生労働省が、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められたときに公表する病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を市内医療機関等に周知し、新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合、保健所保健管理課への迅速な届出を要請する。【保健衛生部、各区】

(2) 感染発生国・地域の情報収集

厚生労働省が発表する情報のほか、WHO、OIE、FAO等から、広く情報収集し、必要に応じて関係機関に周知する。【保健衛生部】

(3) 国・新潟県等との連携・協力

新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、情報収集を行う。【保健衛生部】

II サーベイランス

1 通常のインフルエンザサーベイランスを継続・強化する。【保健衛生部】

2 疑い症例調査支援システムによる擬似症サーベイランスを継続し、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生状況をリアルタイムに把握する。【保健衛生部】

3 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、引き続き、市内でのクラスターサーベイランス、アウトブレイクサーベイランスを行う。【福祉部、保健衛生部、教育委員会】

4 疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パン

- デミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システムを継続する。【保健衛生部】
- 5 国の指示により、臨床情報共有システムを開始する。【保健衛生部】

Ⅲ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策

- (1) 第一段階の海外発生期に引き続き、新潟検疫所と連携した対応を行う。【保健衛生部】
- (2) 検疫法及びガイドラインに基づき検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止等の対応に協力する。【保健衛生部、都市政策部、市民生活部、関係区部】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、引き続き、検疫所の措置に協力する。【関係部】
- (4) 厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、港湾関係者など、水際対策関係者に対し、本人の同意を得た上で、ワクチン接種を行う。【保健衛生部】
- (5) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、県、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【保健衛生部、都市政策部、市民生活部、市民病院、消防局】
- (6) 検疫所が発生地域からの入国者に対し実施する、新型インフルエンザ患者のふるい分けや、以下の措置の情報を収集する。【保健衛生部】
- ① 新型インフルエンザ患者（疑い患者含む）の検疫法に基づく停留、隔離、治療
 - ② 新型インフルエンザ患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査
- (7) 国際航空・船舶の会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【保健衛生部、都市政策部、市民生活部、市民病院、消防局】
- (8) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【保健衛生部、関係区】

2 国内での感染拡大防止

- (1) 「感染拡大防止に関するガイドライン」等に基づき、市内の感染拡大の防止を進める。【関係区部】
- (2) 市民、各関係者に対し、次の点を自粛要請等、周知する。【関係区部】

- ① 市内における大規模集会開催におけるガイドラインの公表や、不要不急の旅行等の自粛
- ② 個人・事業者が実施できる感染防止策（「対人距離の保持」「手洗い」「咳エチケット」「職場の清掃・消毒」「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）の推奨。
- ③ 各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄準備
- ④ 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動の自粛
- ⑤ 患者が関係する発生地域の学校、通所施設等に関する各設置者に対する臨時休業及び入学試験の延期等。なお、市立学校については、教育委員会が適切な対応を指示
- ⑥ 発生地域における事業所、福祉施設等に対するマスクの着用、うがい、手洗い等の勧奨。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診の要請
- ⑦ 発生地域における住民、施設入所者等に対するマスクの着用、うがい・手洗い等の勧奨
- ⑧ 事業者に対する不要不急の業務縮小要請
公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけ等の適切な感染防止対策

IV 医療

1 医療機関等の整備

第三段階のまん延期において、当初計画の患者数を大きく上回る患者が発生した場合を想定し、患者を収容する大型施設、人数、搬送方法等について検討する。【市民生活部、保健衛生部、文化観光・スポーツ部、各区、消防局】

2 新型インフルエンザに対する症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、必要に応じて関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合、保健所保健管理課への迅速な届出を要請する。【保健衛生部、各区】

3 国内発生患者及び接触者

- (1) 新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者を振り分けるため、「発熱外来」を設置し、新型インフルエンザ様症状を呈する患者は、一般医療機関を受診せず、「発熱外来」を受診するよう市民に周知する。【保健衛生部、関係区】
- (2) 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として入院患者受入医療機関において診断・治療

を行うこととし、新型インフルエンザが疑われる患者が「発熱外来」を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴等を確認し、保健所保健管理課等で調整のうえ、入院患者受入医療機関に移送する。【保健衛生部、消防局】

(3) 必要に応じ、届出のあった医療機関に向いて患者の検体を確保し、衛生環境研究所に搬送し、亜型の検査を行う。【保健衛生部】

(4) 衛生環境研究所の検査により、搬送した患者が疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院患者受入医療機関への入院勧告を行い、確定診断を行う。【保健衛生部】

※ 確定診断は国立感染症研究所で行う。

(5) 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。また、厚生労働省のガイドラインに基づき、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。【保健衛生部】

(6) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【福祉部、保健衛生課、各区】

(7) 第三段階のまん延期に在宅で療養する新型インフルエンザ患者療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応等について検討し、整備を進める。【福祉部、保健衛生部、各区】

4 新型インフルエンザコールセンターの設置等

(1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」を設置する。【保健衛生部、各区】

(2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。また、診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【保健衛生部】

5 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 情報収集

① WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。【保健衛生部】

② 国、新潟県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。【保健衛生部】

(2) 予防投与

「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、新型インフルエンザウイルスの暴露を受けた者には、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染されるおそれがあることから、十分な防護なく患者を診察した医療従事者や水際対策関係者、患者の

同居者のほか、患者の行動範囲等を考慮した上で、患者との濃厚接触者、同じ学校・職場等に通う者、また、地域封じ込めが実施される場合には、当該地域の市民に対し予防投与を実施し、医療機関に投与を依頼する。【保健衛生部、関係区部、教育委員会】

※ 有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

(3) 第三段階のまん延期の時の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外は、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に依頼する。【保健衛生部】

(4) 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【保健衛生部】

(5) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【保健衛生部】

6 ワクチン

(1) プレパンデミックワクチン

厚生労働省の決定に基づき、引き続き、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得た上で、ワクチン接種をする。【保健衛生部】

(2) パンデミックワクチン

厚生労働省によるパンデミックワクチンの生産状況及びワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を引き続き行い、接種体制（接種場所、接種医、接種用具の確保等）について検討する。【保健衛生部】

(3) モニタリング

接種の開始に伴い、厚生労働省が実施する接種実施モニタリングによるワクチンの有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。【保健衛生部】

V 情報提供・共有

1 情報提供

(1) 第一段階の海外発生期に引き続き、新型インフルエンザに関する情報により、海外渡航者に対し、海外での新型インフルエンザ発生状況に関する情報提供を行う。【保健衛生部、市民生活部、各区】

(2) あらゆる媒体を利用し、市民に対して情報提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【市民生活部、保健衛生部、水道局】

① 市内・新潟県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出

の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。

② 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等の内容を市民に周知する。

③ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

(3) 第三段階のまん延期には、社会機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、それぞれの発生段階において想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に徹底する。【関係区部】

(4) 市内で発生した場合は、厚生労働省へ通報し、また、県・近隣自治体での情報共有を図る。【保健衛生部】

2 相談窓口等

(1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」を設置する。【保健衛生部】

(2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。また、診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【保健衛生部】

VI 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の実施

「新潟市業務継続計画」について実施に着手する。【各区部】

2 市民、事業者に対する注意喚起等

(1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【保健衛生部、関係区部】

(2) 今後の感染拡大を想定し、市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取り組みや、職場での感染拡大策の開始・強化を要請する。【関係区部】

(3) 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、事業継続に向けた取り組みを要請する。【市民生活部、保健衛生部、関係区部】

(4) 第三段階のまん延期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について、市民、事業者に周知徹底する。【各区部】

(5) 今後の感染拡大を想定し、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地

域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。【各区部】

3 その他

- (1) 第三段階のまん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や、世帯把握等を進め、支援に備える。【福祉部、保健衛生部、各区】
- (2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【福祉部、市民生活部、保健衛生部、文化観光・スポーツ部、市民病院、各区】
- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を引き続き行う。【福祉部、保健衛生部】
- (4) 新型インフルエンザの発生による混乱に乗じておこることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、新潟県警察へ取締りの徹底を要請する。【市民生活部】
- (5) 水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】

第三段階 感染拡大期 / まん延期 / 回復期

【状態】国内で、患者の接触歴が疫学調査でおえなくなった事例が生じており、感染拡大期では、各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態。まん延期では、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。回復期では、感染のピークを越えたと判断できる状態。

【目的】

- 健康被害を最小限に抑える。
- 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

I 実施体制と情報収集

1 危機管理体制

- (1) 「新潟市感染症対策本部」（市本部長：市長）を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区部】
- (2) まん延期においては、市長が「非常事態宣言」を行い、市内の対策を強化する。【秘書課、保健衛生部、市民生活部】
- (3) 回復期においては小康状態での「新潟市感染症対策本部」の体制について検討する。【各区部】

2 情報収集

- (1) 市内の新型インフルエンザ患者の発生状況について、迅速に情報収集する。【保健衛生部】
- (2) 国の新型インフルエンザ対策本部による、国全体としての感染拡大期に入ったことの宣言や、各段階に応じて決定される基本的対処方針、また感染のピークを超えたこと等の宣言など、国が発表する情報を収集する。【保健衛生部】
- (3) 感染発生国・地域からの情報収集
引き続き、WHO、OIE、FAO等から情報収集し、必要に応じて関係機関に周知する。【保健衛生部】
- (4) 関係機関との連携・協力
新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、国、新潟県、近隣自治体等の関係機関等との情報交換を行う。【保健衛生部】

3 行動計画の見直し

対策の評価を行い、国及び新潟県の行動計画等の修正を踏まえて、必要に応じて行動計画の見直しを行う。【全区部】

Ⅱ サーベイランス

～感染拡大期の対応～

- 1 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、引き続き、市内でのクラスターサーベイランス、アウトブレイクサーベイランスを継続する。【福祉部、保健衛生部、教育委員会】
- 2 疑い症例調査支援システムによる擬似症サーベイランスを継続し、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生状況をリアルタイムに把握する。【保健衛生部】
- 3 厚生労働省の指導により、感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランス（定点）を中止する。【保健衛生部】
- 4 疑い症例調査システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速システム、臨床情報共有システムを継続する。【保健衛生部】
- 5 ウイルス学的サーベイランスを開始する。【保健衛生部】

～まん延期・回復期の対応～

- 1 疑い症例支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランスを中止する。【保健衛生部】
- 2 パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。【保健衛生部】
- 3 予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを継続する。【保健衛生部】
- 4 回復期において、サーベイランス等の効果について検証・評価する。【保健衛生部】

Ⅲ 予防・まん延防止

～感染拡大期の対応～

1 検疫・出入国等対策

第二段階の国内発生期で実施する対策を継続するが、国の判断により、国内での感染拡大に応じ、順次検疫を縮小するため、これに応じた対応をする。

- (1) 新潟検疫所と連携した対応を行う。【保健衛生部】
- (2) 検疫法及びガイドラインに基づき検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止等の対応に協力する。【保健衛生部、都市政策部、市民生活部、関係区部】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、引き続き、検疫所の措置に協力する。【関係部】
- (4) 厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、港湾関係者など、水際対策関係者に対し、本人の同意を得た上で、ワクチン接種を行う。【保健衛生部】
- (5) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、県、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【保健衛生部、都市政策部、市民生活部、市民病院、消防局】
- (6) 検疫所が発生地域からの入国者に対し実施する、新型インフルエンザ患者のふるい分けや、以下の措置の情報を収集する。【保健衛生部】
 - ① 新型インフルエンザ患者（疑い患者含む）の検疫法に基づく停留、隔離、治療
 - ② 新型インフルエンザ患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査
- (7) 国際航空・船舶の会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【保健衛生部】
- (8) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【保健衛生部、関係区】

2 感染拡大防止

- (1) 施設等における感染対策の強化
病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）、行政施設等における感染予防策を強化するよう、各関係機関を通じて依頼する。【総務部、市民生活部、福祉部、保健衛生部、各区、市民病院】
- (2) 市民の社会活動の自粛要請等
市民、各関係者に対して、次の点を自粛要請等、周知する。【関係区部】
 - ① 市民に対する可能な限りの外出自粛
 - ② 個人・事業者が実施できる感染防止策（「対人距離の保持」「手洗い」「咳エチケット」「職場の清掃・消毒」「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）の勧奨
 - ③ 各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄状況の確認・補充

- ④ 電気・ガス・水道等の消費節減
- ⑤ 不要不急の大規模集会や興行施設等、不特定多数の集まる活動の自粛
- ⑥ 患者が関係する発生地域の学校、通所施設等に関する各設置者に対する臨時休業及び入学試験等の延期等。なお、市立学校については、保健衛生部と教育委員会が協議の上、教育委員会が対応を指示。
- ⑦ 市民、事業所、福祉施設等に対するマスクの着用、うがい、手洗い等の勧奨。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診の要請
- ⑧ 事業者に対する不要不急の業務縮小要請
- ⑨ 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等の感染防止対策

～まん延期・回復期の対応～

1 発生事例への対応

医療機関に対し、感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、疫学調査の内容等）及び患者との接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請の要否、有症時の対応指導等）について必要な要請を行う。【保健衛生部、各区】

2 市民の社会活動の自粛要請

市民、各関係機関に対して、冷静な対応及び次の点の自粛要請等を周知・徹底する。なお、回復期には、これらの感染拡大防止対策を段階的に縮小する。【関係区部】

- 全市民に対する外出自粛
- 全市民に対するマスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケットの勧奨
- 各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄状況の確認・補充
- 電気・ガス・水道等の消費節減
- 大規模集会や興行施設等、不特定多数の集まる活動について、原則、すべての活動の自粛
- 市立の学校及び通所施設等に関する各設置者に対する臨時休業及び入学試験等の延期等。なお、市立学校については、教育委員会が適切な対応を指示
- 事業所、福祉施設等に対するマスクの着用、うがい、手洗い等の勧奨。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診等
- 事業者に対する不要不急の業務縮小要請
- 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等の感染防止対策

IV 医療

～感染拡大期の対応～

1 新型インフルエンザに関する症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義の修正等に留意し、必要に応じて関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合、保健所保健管理課への迅速な届出を要請する。【保健衛生部、各区】

2 国内発生患者及び接触者

- (1) 引き続き、新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者を振り分けるため、「発熱外来」を設置し、新型インフルエンザ様症状を呈する患者は一般医療機関を受診せず、「発熱外来」を受診するよう市民に周知する。【保健衛生部、関係区】
- (2) 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、入院患者受入医療機関において診断・治療を行うこととし、新型インフルエンザが疑われる患者が「発熱外来」を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴等を確認し、調整のうえ、入院患者受入医療機関に移送する。【保健衛生部、消防局】
- (3) 必要に応じ、届出のあった医療機関に出向いて患者の検体を確保し、衛生環境研究所に搬送し、亜型のインフルエンザの検査を行う。【保健衛生部】
※ 確定診断は国立感染症研究所で行う。
- (4) 衛生環境研究所の検査により、搬送した患者が疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院患者受入医療機関への入院勧告を行い、確定診断を行う。【保健衛生部】
- (5) 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。また、厚生労働省のガイドラインに基づき、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。【保健衛生部】
- (6) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【福祉部、保健衛生部】
- (7) まん延期の在宅で療養する新型インフルエンザ患者療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応等を準備する。【福祉部、保健衛生部、各区】

3 新型インフルエンザコールセンター等

- (1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」の拡充をする。【保健衛生部、各区】
- (2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。また、国により、随時修正のあった診断・

治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【保健衛生部】

4 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 情報収集

- ① WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。【保健衛生部】
- ② 国、新潟県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。【保健衛生部】

(2) 予防投与

「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、新型インフルエンザウイルスの暴露を受けた者には、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染されるおそれがあることから、十分な防護なく患者を診察した医療従事者や水際対策関係者、患者の同居者のほか、患者の行動範囲等を考慮した上で、患者との濃厚接触者、同じ学校・職場等に通う者、また、地域封じ込めが実施される場合には、当該地域の市民に対し予防投与を実施し、医療機関に投与を依頼する。【保健衛生部】

※ 有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

- (3) 第三段階のまん延期の時の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外は、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に依頼する。【保健衛生部】

- (4) 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【保健衛生部】

- (5) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【保健衛生部】

5 ワクチン

(1) パンデミックワクチン

- ① 厚生労働省によるパンデミックワクチンの生産及びワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行うとともに、供給開始後速やかに実施できるよう、接種体制や広報・相談体制を準備する。【保健衛生部】
- ② 引き続き、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得た上で、プレパンデミックワクチンの接種を行うが、パンデミックワクチンの生産供給量や、厚生労働省の決定により、プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、これらの者にパンデミックワクチンの先行接種を行う。【保健衛生部】

(2) モニタリング

接種の開始に伴い、厚生労働省が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評

価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。【保健衛生部】

～まん延期・回復期の対応～

1 患者の治療

(1) まん延期における対応

- ① 患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、すべての医療機関において新型インフルエンザ疑い患者の診断・治療を行うよう、各関係機関に周知する。【保健衛生部】
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、予め作成した入院患者受入医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう周知する。また、それ以外の患者に対しては、必要に応じて投薬を行い、自宅での療養を勧めることを周知する。【保健衛生部】
- ③ 新型インフルエンザ疑い患者と診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うよう周知する。【保健衛生部】
- ④ 厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬使用に関する治療の優先順位に留意し、周知する。【保健衛生部】
- ⑤ 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、第二段階の国内発生早期の検討を基に利用可能な医療機関以外の大型施設のリストを作成し、入院患者の対応を行うよう依頼する。【市民生活部、保健衛生部、福祉部、各区】
- ⑥ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【福祉部、保健衛生部、各区】
- ⑦ 関係団体等の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応等の支援に努める。【福祉部、保健衛生部、各区】
- ⑧ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【福祉部、保健衛生部、教育委員会、各区】

(2) 回復期における対応

- ① 患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【関係区部】
- ② 市内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、「発熱外来」の設置体制を調整する。【保健衛生部】
- ③ 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザや、その他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。【保健衛生部】
- ④ 関係団体等の協力を得ながら、必要に応じ、在宅で療養する新型インフルエンザ患者

療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応等の支援に努める。【福祉部、保健衛生部、各区】

⑤ 引き続き、介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【福祉部、保健衛生部、教育委員会事務局、各区】

(3) 国の示す方針に基づき、「発熱外来」を廃止するとともに、医療機関に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう依頼し、その旨を各関係者に周知する。【保健衛生部】

(4) 回復期において、医療供給体制の再確認に努める。【保健衛生部】

2 新型インフルエンザコールセンター等

(1) まん延期においては、市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」及び医療機関からの連絡窓口を強化する。【保健衛生部】

(2) 回復期においては、「新型インフルエンザコールセンター」や医療機関向けの相談窓口を縮小する。【保健衛生部】

(3) パンデミックワクチンの接種開始等の際には、「新型インフルエンザコールセンター」について、ワクチン接種のための相談機能を整備するなど、柔軟な運営を図る。【保健衛生部】

3 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止

厚生労働省の要請により、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与措置の中止について、各関係者に周知する。【保健衛生部】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用

厚生労働省の要請により、新型インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に依頼する。【保健衛生部】

(3) 流通の調整

市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を基に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう新潟県と調整する。【保健衛生部】

4 ワクチン

(1) 接種体制

① 引き続き、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得た

上で、プレパンデミックワクチンの接種を行うが、パンデミックワクチンの生産供給量や、厚生労働省の決定により、プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、これらの者にパンデミックワクチンの先行接種を行う。【保健衛生部】

- ② パンデミックワクチン製造後、希望者への接種開始を速やかに開始することができるよう、国の動向に留意するとともに、接種の決定に際し、新潟県や関係医療機関との調整、市民への情報提供、相談窓口の充実等を進める。【保健衛生部】

(2) 情報収集

- ① パンデミックワクチンの生産及び供給量に一定の限界がある場合の優先接種対象者に関する情報収集を行う。【保健衛生部】
- ② 回復期においても、流行状況の情報収集に努め、国のパンデミックワクチンの製造状況を注視する。【保健衛生部】

(3) モニタリング

予防接種副反応迅速把握システム等によるモニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。【保健衛生部】

V 情報提供・共有

～感染拡大期の対応～

1 情報提供

(1) 引き続き、あらゆる媒体を利用し、市民に対して情報提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【市民生活部、保健衛生部、各区】

- ① 市内・新潟県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。
- ② 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等に基づき、感染拡大防止方策内容を、市民に周知・徹底する。
- ③ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

(2) 市内で発生した場合は、厚生労働省へ通報し、また、県・近隣自治体での情報共有を図る。【保健衛生部】

2 相談窓口等

(1) 市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」の拡充をする。

【保健衛生部、各区】

(2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。また、国により、随時修正のあった診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【保健衛生部】

～まん延期・回復期の対応～

1 情報提供

- (1) 市長が、市内の非常事態（新型インフルエンザパンデミック）を宣言し、市としての更なる対策強化を表明する。【全区部】
- (2) 引き続き、あらゆる媒体を利用し、市民に対して情報提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【市民生活部、保健衛生部、各区】
 - 市内・新潟県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民へパニックを起こさず、冷静に対応するよう注意喚起を行う。
 - 医療対応状況について、随時情報を更新する。
 - 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。
- (3) 引き続き、市内で発生した場合は、厚生労働省へ通報し、また、県・近隣自治体間での情報共有を図る。【保健衛生部】

2 相談窓口

- (1) まん延期においては、市民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザコールセンター」及び医療機関からの連絡窓口を強化する。【保健衛生部】
- (2) 回復期においては、「新型インフルエンザコールセンター」や医療機関向けの相談窓口を縮小する。【保健衛生部】
- (3) パンデミックワクチンの接種開始等の際には、「新型インフルエンザコールセンター」について、ワクチン接種のための相談機能を整備するなど、柔軟な運営を図る。【保健衛生部】

VI 社会・経済機能の維持

～感染拡大期の対応～

1 業務継続計画の実施

「新潟市業務継続計画」について実施する。【各区部】

2 事業の縮小・継続

- (1) 感染拡大を踏まえ、市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策を一層強化するよう、徹底を要請する。【関係区部】
- (2) 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、事業の継続を要請する。【市民生活部、保健衛生部、関係区部】

3 社会機能維持に向けた市民への要請

各世帯で、食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策をとった上で行き、また、電気・ガス・水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。【各区部】

4 社会的弱者への支援

まん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等や、支援準備を行う。
【福祉部、保健衛生部、各区】

5 遺体の火葬・安置

- (1) 引き続き、病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民生活部、保健衛生部、市民病院、文化観光・スポーツ部、各区】
- (2) 火葬場の処理能力について、引き続き、把握・検討を行う。【福祉部、保健衛生部】

6 犯罪の予防・取締り

引き続き、新型インフルエンザの発生による混乱に乗じておこることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、新潟県警察へ取締りの徹底を要請する。【市民生活部】

～まん延期・回復期の対応～

1 業務継続計画の実施

「新潟市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について引き続き実施する。【各区部】

2 事業の縮小・継続

- (1) 新型インフルエンザのまん延状況を踏まえ、回復期や小康期に至るまで、市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策の更なる強化を要請する。【関係区部】
- (2) 引き続き、社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、事業の継続を要請する。【市民生活部、保健衛生部、関係区部】

3 社会機能維持に向けた市民への要請

新型インフルエンザの流行がおさまるまでは、引き続き、各世帯で食料品等の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染予防策をとった上で行き、また、電気・ガス・水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。【各区部】

4 社会的弱者への支援

- (1) 関係団体の協力を得ながら、在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉部、保健衛生部、各区】
- (2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【福祉部、教育委員会、各区】

5 遺体の火葬・安置

死亡者が増加した場合、火葬場の処理能力増加を要請し、第一段階の海外発生期での検討をもとに、一時遺体安置所の活用を行うよう要請する。【福祉部、保健衛生部、文化観光・スポーツ部】

6 犯罪の予防・取締り

引き続き、新型インフルエンザの発生による混乱に乗じておこることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、新潟県警察へ取締りの徹底を要請する。
【市民生活部】

第四段階 小康期

【状態】患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【目的】

- 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

I 実施体制と情報収集

1 危機管理体制

- (1) 国の新型インフルエンザ対策本部の諮問委員会の意見を踏まえた「小康期」の宣言を踏まえ、市長は「非常事態宣言」の解除を行い、また、流行の第二波に注意しつつ、「新潟市感染症対策本部」（市本部長：市長）を解散する。【各区部】
- (2) 厚生労働省における行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを踏まえ、まん延期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。【全区部】

2 情報収集

- (1) 厚生労働省における行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について、各関係者に周知する。【保健衛生部、市民生活部、】
- (2) 海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて情報収集する。【保健衛生部】

3 行動計画の評価

本市の行動計画に関する総合評価を行う。【保健衛生部、市民生活部】

II サーベイランス

- 1 これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資器材の有効活用に向けて検討を行う。【保健衛生部】
- 2 厚生労働省の要請に基づき実施したパンデミックサーベイランスを中止する。【保健衛生部】
- 3 引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。【保健衛生部】

Ⅲ 予防・まん延防止

市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止策を順次縮小する。【保健衛生部、市民生活部、関係区部】

Ⅳ 医療

1 医療体制

- (1) 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。【保健衛生部、市民病院？】
- (2) 感染状況を踏まえ、「新型インフルエンザコールセンター」を縮小・中止する。【保健衛生部】
- (3) 市及び各関係団体は、在宅で療養する新型インフルエンザ患者療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援を順次縮小する。【福祉部、保健衛生部、各区】
- (4) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。【福祉部、保健衛生部、教育委員会、各区】
- (5) 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。【保健衛生部、市民生活部、】

2 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 引き続き、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得た上で、パンデミックワクチンの先行接種を行う。【保健衛生部】
- (2) 国のパンデミックを踏まえた抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針（予防投与、治療方法）の見直し等の情報提供を行い、各医療機関に周知する。【保健衛生部】
- (3) 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。【保健衛生部】

3 ワクチン

- (1) 製造されたパンデミックワクチンについて、国の定める接種順位に基づき、希望者への円滑な接種ができるよう、引き続き、国の動向に留意するとともに、新潟県や関係医療機関との調整を図り、市民への情報提供、相談窓口の充実等に努める。【保健衛生部】
- (2) 投与症例を踏まえ、パンデミックワクチン等の安全性・有効性に関する情報収集を行う。【保健衛生部】

V 情報提供・共有

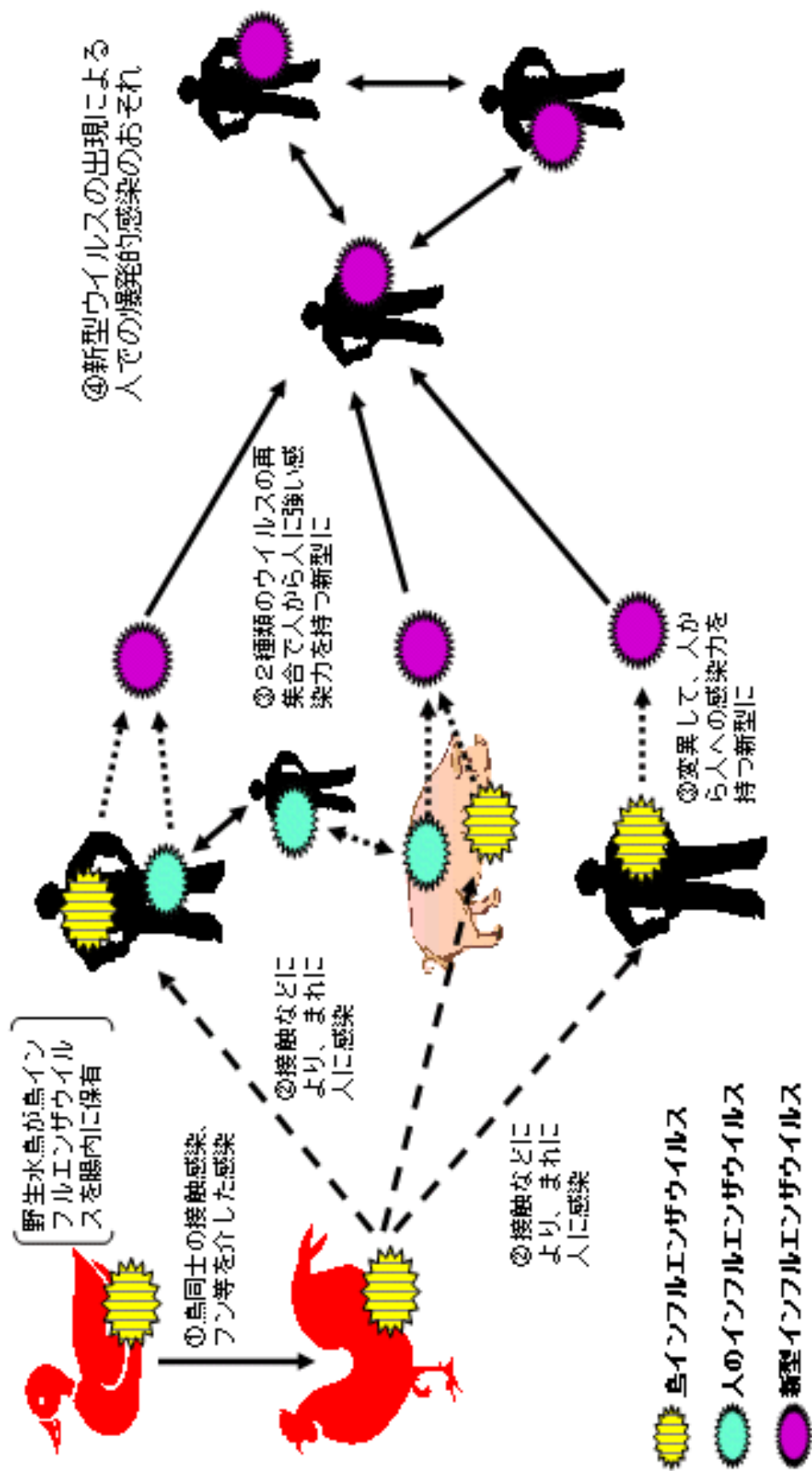
- 1 国等からの情報収集を引き続き行い、流行の第二波に備え、市民、事業者等のほか、市内の外国人に配慮した情報提供と注意喚起を行う。【市民生活部、保健衛生部】
- 2 引き続き、メディア等に対し、適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について、情報提供を行う。【市民生活部、保健衛生部】
- 3 感染状況を踏まえ、新型インフルエンザコールセンターを縮小・中止する。
【保健衛生部】
- 4 今後の情報提供等について検討する。【各区部】

社会・経済機能の維持

- 1 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。【市民生活部、保健衛生部、関係区部】
- 2 一般の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。【市民生活部、保健衛生部】
- 3 社会的弱者への支援
 - (1) 本市及び各関係団体は、在宅療養者への支援を順次縮小する。【福祉部、保健衛生部、各区】
 - (2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。【福祉部、保健衛生部、教育委員会、各区】

参 考 资 料

鳥インフルエンザウイルスと新型インフルエンザウイルスの関係



【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（H A）とノイラミニダーゼ（N A）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 鳥インフルエンザ・高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸や、それらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが、人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

○ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

平成21年4月に、メキシコや米国等で確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）について、国は、感染症法第6条第7号に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけ、感染の拡大を防止する様々な対応を国際的な連携のもとに行っている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に、新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったために、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 家きん

鶏、あひる、うすら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

- サーベイランス
見張り、監視制度という意味。特に人の感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。
- 感染症サーベイランスシステム（NESID）
感染症の予防と拡大防止、正確な情報提供を目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視しており、地方自治体と国の行政機関とを結ぶネットワーク等による電子的システムを指す。
- 病原体サーベイランス
感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類等についての報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。
- 症候群サーベイランス
あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。
- 疑い症例調査支援システム
感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、大規模な流行の可能性のある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報の登録内容から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するため、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。
- ウイルス学的サーベイランス
流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価等に活用するシステム。
- アウトブレイクサーベイランス
地域や医療機関でのアウトブレイク（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的なリンクがある場合やそのうちの1人が医療従事者である場合）等の集団感染の発生を検知するシステム。
- クラスタサーベイランス
感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

○ パンデミックサーベイランス

第一段階から第二段階までの間、国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。

第三段階から第四段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。

○ 予防接種副反応迅速把握システム

ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てることを目的とする。

○ 薬剤耐性株サーベイランス

収集したウイルス株の薬剤感受性試験や遺伝子解析を行い、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性株の出現頻度やその性状等について把握するための検査を行う。

○ トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 人工呼吸器

レスピレーターともいう。救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ P P E (Personal Protective Equipment)

個人防護具を指す。マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なP P E を考案・準備する必要がある。

○ 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。

発生段階の第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

また、第三段階のまん延期以降では、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザ

の患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより、入院治療の必要性を判断することを目的とする。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症もしくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第2種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○ 感染症の定義及び類型

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。（例：エボラ出血熱、ペスト等）

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。（例：急性灰白髄炎、ジフテリア等）

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：A型肝炎、狂犬病等）

[五類感染症]：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：麻しん、梅毒等）

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 陰圧病床

院内感染を防ぐため、病室内部の気圧を外部の気圧より低くし、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち、厚生労働省令で定めるもの又は、二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の疑似症のうち、厚生労働省令で定めるものの発生状況の届出を担当する病院又は診療所。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルス薬を基に製造されるワクチン (現在は、H5N1亜型を用いて製造)。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 新型インフルエンザコールセンター

都道府県及び市区町村が保健所等に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

○ リスクコミュニケーション

我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、市民、事業者等の関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。

○ 社会機能の維持に関わる事業者

社会・経済機能の維持に関して、新型インフルエンザの発生から、第三段階のまん延期においても、必要最小限の事業継続が要請される事業者。

国では、ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等の事業者を「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」で示している。

【新型インフルエンザQ&A】

○ 新型インフルエンザとは？

新型インフルエンザウイルスは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。

新型インフルエンザウイルスは、いつ出現するのか、誰にも予測することはできません。人間界にとっては未知のウイルスで、ほとんどの人は免疫を持っていませんので、これが容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性があります。

○ 新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、インフルエンザ、普通のかぜはどう違うのですか？

普通のかぜの症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳（せき）等が中心で、全身症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどありません。

一方、毎年冬を中心に流行するインフルエンザの場合は38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等、全身の症状が強く、あわせて、普通のかぜと同様ののどの痛み、鼻汁等の症状も見られます。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれん等を併発し、重症化することがあるのもインフルエンザの特徴です。

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスには様々な種類があり、自然界において、人以外の動物、特に、カモ、アヒル等の水鳥を中心とした鳥類に感染しています。インフルエンザウイルスが感染している鳥類の多くには症状はありませんが、他の鳥類に感染して症状が出た場合、それを鳥インフルエンザといいます。また、鳥インフルエンザの中でも、鳥類が死亡してしまう重篤な症状をきたすものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

新型インフルエンザとは、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザウイルス等が人に感染し、体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったウイルスによる疾患を指します。

○ どのくらいの人が感染しますか？

我が国政府は、人口の約1／4の人が感染し、医療機関を受診する患者数は、最大で2,500万人と仮定して対策を講じています。

また、過去に流行したアジアインフルエンザや、スペインインフルエンザのデータに基づいて推計すると、入院患者は53万人～200万人、死亡者は17万人～64万人と推定されています。しかし、これらはいくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生するかもしれない新型インフルエンザが、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明です。

これ以上の被害が生じる可能性を否定できない一方、より少ない被害でとどまる可能性もありますので、実際の発生状況に応じて柔軟な対応がとれるように準備しておく必要があります。

○ どんな症状がでますか？

新型インフルエンザに変異することが懸念されている高病原性鳥インフルエンザの症状としては、これまで東南アジアなどでの事例では、発熱、咳など、人の一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もありました。また、致死率は60%以上と極めて高く、肺炎が主な死因となっています。

しかし、高病原性インフルエンザウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測が困難です。

○ 治療法はありますか？

新型インフルエンザの治療薬としては、毎年流行する通常インフルエンザの治療に用いられているノイラミニダーゼ阻害薬が有効であると考えられています。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と、経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があります。

新型インフルエンザの発生に備えて、政府及び各都道府県では、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っています。

○ 通常のインフルエンザの予防接種は有効ですか？

通常のインフルエンザの予防接種は、新型インフルエンザとはウイルスの種類が異なるため、感染防止の効果はほとんど期待できないと考えられています。新型インフルエンザに対して効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンがあります。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが世界的大流行（パンデミック）を起こす以前に、“トリーヒト感染”の患者、又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンを指します。政府では、現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造、備蓄しています。

パンデミックワクチンは、“ヒトーヒト感染”を引き起こしているウイルスを基に製造されるワクチンです。プレパンデミックワクチンとは異なり、ワクチンの効果はより高いと考えられます。ただし、パンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生しなければ製造できないため、現時点で製造、備蓄は行えません。また、重症化、死亡防止に一定の効果は期待できるが、感染防止、流行阻止効果は保証されていません。

○ 予防法はありますか？

新型インフルエンザを含め、インフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つば等の飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後の手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えること（不要不急の外出の自粛）が重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切です。

インフルエンザは、容易に人から人に感染するため、他人にうつさないことも重要です。インフルエンザに感染して症状のある人は、病気の悪化や周囲への感染を防ぐために、自宅で休養することが重要です。他人に接しなければならない場合は、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆うか、マスクを着用することが重要です（咳エチケット）。

現状では、強毒性を想定し、行動計画を策定した新型インフルエンザは出現していませんが、出現した場合も通常のインフルエンザと同様に、このような感染予防対策に努めることが重要です。また、新型インフルエンザが流行して、外出を避けるべき事態となり、物資の流通が停滞することを想定して、普段から食料品や日用品を備蓄しておくことが望ましいと考えられます。

新型インフルエンザの患者と密に接する機会があり、感染している可能性がある方々に対しては、発症前に抗インフルエンザ薬を内服することで、発症の危険性を抑える予防方法（予防投薬）を実施することも検討されています。

○ 新型インフルエンザにかかったらどうすればよいですか？

発熱・咳・全身痛等、インフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく、近くの医療機関を受診すると、万が一、新型インフルエンザであった場合、待合室等で、他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」のおそれがあります。

このため、新型インフルエンザが発生した際に設置される予定の新型インフルエンザコールセンターに連絡し、その指示に従い、専門の医療機関（発熱外来）を受診してください。

なお、患者を受け入れる医療機関は、発生段階に応じて変わる可能性があります。随時、広報等でお知らせしますので、確認してください。

○ 対応する医療機関はどこですか？

新潟市では、新潟市民病院が、第一種感染症指定医療機関^{*}、第二種感染症指定医療機関^{**}に指定されています。新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診断・治療は、新潟市民病院を中心に対応する医療機関について検討しています。

*：エボラ出血熱、パストなどの一類感染症に対応する医療機関

**：急性灰白髄炎、ジフテリアなどの二類感染症に対応する医療機関

○ 新型インフルエンザが大流行した場合、家庭で備蓄しておくことが望ましいものはどのようなものですか？

国の「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、災害時のように、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄推奨の例として、次の物品例を示しています。

個人での備蓄物品の例

食料品（長期保存可能なもの）の例	日用品・医療品の例
米	マスク（不織布製マスク）
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）	体温計
切り餅	ゴム手袋（破れにくいもの）
コーンフレーク・シリアル類	水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
乾パン	漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
各種調味料	消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）
レトルト・フリーズドライ食品	常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
冷凍食品（家庭での保持温度、停電に注意）	絆創膏（ばんそうこう）
インスタントラーメン、即席めん	ガーゼ・コットン
缶詰	トイレットペーパー
菓子類	ティッシュペーパー
ミネラルウォーター	保湿ティッシュ（アルコールのあるものとならないもの）
ペットボトルや缶入りの飲料	洗剤（衣類・食器等）・石鹸
育児用調製粉乳	シャンプー・リンス
	紙おむつ
	生理用品（女性用）
	ごみ用ビニール袋
	ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
	カセットコンロ
	ボンベ
	懐中電灯
	乾電池